

知多市及び東海市による温水プール等の健康増進施設建設等事務に関する協定の締結について

知多市及び東海市は、平成27年9月14日に締結した合意書に基づき、現知多市営海浜プール敷地内に両市が共同して建設する温水プール等の健康増進施設（以下「健康増進施設」という。）の2023年度の完成を目指し、下記のとおり協定を締結しました。

記

1 協定締結日

平成30年8月30日

2 協定内容

- (1) 両市は、健康増進施設の建設及びこれに附帯する健康増進施設基本計画の策定、各種調査の実施等の事務（以下「建設等事務」という。）を一部事務組合西知多医療厚生組合（以下「組合」という。）に処理させる。
- (2) 建設等事務に関する基本事項は、次のとおりとする。
  - ア 建設等事務の開始時期は、平成31年4月1日とする。
  - イ 建設等事務を実施するため、組合規約を改正する。
  - ウ 建設等事務の実施に必要な組織を設置するため、組合条例等を改正する。
  - エ 建設等事務に係る経費の両市の負担割合は、計画調査に係る経費は均等割とし、建設に係る経費はその都度協議する。なお、建設に係る経費の協議は、組合が行う建設及び管理運営に係る事業手法の検討に合わせて、両市が行うものとする。